

## 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（内閣府・文部科学省・厚生労働省令）」の一部改正が令和元年10月18日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、当市においても幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

### 2 改正の概要

幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件は、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者に限ることを原則としている。

ただし、制度施行後5年間（令和元年度末まで）は、幼稚園教諭免許状又は保育士登録のいずれか一方を受けている者で良いこととする特例を設けているが、この経過措置を5年から10年に延長するもの。

#### ○職員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件

改正前	改正後
幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者。 ただし、制度施行から5年間は、いずれか一方を受けている者で良い。	経過措置を5年から10年に延長する。

### 3 施行期日

令和2年4月1日